

# 群馬県市町村職員年金者連盟災害見舞金規程

## (目 的)

第1条 この規程は、群馬県市町村職員年金者連盟会員（以下「会員」という。）の居住する住宅が水震火災その他非常災害により損害を受けた場合の見舞いの方法について必要な事項を定めるものとする。

## (基準及び金額)

第2条 見舞いは、災害見舞金を贈りその意を表すものとし、災害見舞金の支給基準及び金額は、次の各号に掲げるものとする。

一 会員が居住する住宅が全焼・全壊又は、同程度の損害を受けたとき。

**見舞金 10,000円**

二 会員が居住する住宅が半焼・半壊又は、同程度の損害を受けたとき。

**見舞金 5,000円**

## (災害報告等)

第3条 前条に係る会員については、原則として支部において立替支出し支部からの報告に基づいて支給するものとする。

ただし、県連盟が直接見舞いに出向くときは、見舞金を持参することとし、支部は別紙様式による報告のみを行うものとする。

## 附 則

この規程は、平成10年12月1日から施行適用する。

## 附 則

この規程は、令和4年5月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別紙様式

# 災害報告書

年金証書記号番号	
年金者（会員）氏名	
り 災 年 月 日	年 月 日
り 災 の 場 所	
り 災 の 原因 及 び そ の 状 況	
損 害 の 程 度	
支 部 名	

上記のとおり群馬県市町村職員年金者連盟災害見舞金規程第2条第 号に規定する損害を受けたので報告します。

群馬県市町村職員年金者連盟会長 様

年 月 日

群馬県市町村職員年金者連盟

支部

支 部 長